

第二十二回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第十三号

昭和三十年五月二十八日(土曜日) 午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事加藤 高藏君 理事森下 國雄君
理事内藤 友明君 理事大平 正芳君
理事奥村又十郎君 理事春日 一幸君
杉浦 武雄君 坊 秀男君
前田房之助君 山本 勝市君
淺香 忠雄君 黒金 泰美君
小山 長規君 古川 丈吉君
石村 英雄君 石山 權作君
井上 良二君 田万 廣文君
町村 金五君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
大蔵事務官 正示 啓次郎君
(主計局長) 渡辺喜久造君
大蔵事務官 (主税局長) 阪田 泰二君
大蔵事務官 (理財局長) 平田 敬一郎君
国税庁長官 黒田 文也君
専門員 黒田 久太君
委員外の出席者

五月二十八日

理事早川崇君理事任につきその補欠として森下國雄君が理事に当選した。

五月二十六日

特殊物資納付金処理特別会計法案 (内閣提出第九二号)

同月二十七日

揮発油税すえ置きに関する請願(菅太郎君紹介(第一〇三七号))

第一類第五号

大蔵委員會議録第十三号 昭和三十年五月二十八日

同外一件(田口長治郎君紹介)(第一〇八四号)

同(愛知毅一君紹介)(第一一二六号)

葉たばこの減収対策確立に関する請願(山下春江君紹介)(第一〇六一号)

映画用天然色生フィルムの免税措置に関する請願(森山欽司君紹介)(第一〇七八号)

の審査を本委員会に付託された。本日の會議に付した案件

理事の互選 昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第三二六号)

昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律案(内閣提出第七八号)

所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五五号)

法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一六号)

地方道路税法(内閣提出第三二二号)

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案(内閣提出第三三三号)

国税徴収法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三四号)

砂糖消費税法(内閣提出第三五号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一七号)

関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

特殊物資納付金処理特別会計法案 (内閣提出第九二号)

○松原委員長 これより會議を開きます。理事の辞任についてお諮りいたします。理事であります早川崇君より理事を辞任したい旨の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってこれを許可するに決しました。

引き続き理事の補欠選任を行いたいと存じますが、これは先例によりまして、選挙の手続を省略し、委員長より御指名いたすに御異議はありませんか。

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってこれを許可するに決しました。

○松原委員長 次、去る二十五日当委員会に審査を付託されました国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案並びに去る二十六日審査を付託されました特殊物資納付金処理

特別会計法案の両法案を一括議題として政府側より提案理由の説明を聴取いたします。藤枝政府委員。

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

四 勤続期間十年以上の者 二百七十日

第十條第三項中「失業保険金の日額の百八十分分」を「失業保険金の日額の第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」に改め、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる職員がその退職の日の日翌日から起算して一年以内に再び職員となり、新たに当該退職手当の支給を受けることができることとなつた場合におけるその支給額及び支給に關して必要な事項は、政令で定める。

第十一條第二項に次の後段を加える。

この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

附則 1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

2 この法律の施行前の退職により支給する改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法(以下「新法」という。)第十條の規定による退職手当については、なお従前の例による。

3 勤続期間五年以上十年未満の者 二百十日

二 勤続期間十月以上五年未満の者 百八十日

一 勤続期間六月以上十月未満の者 九十日

一 勤続期間六月以上十月未満の者 九十日

二 勤続期間十月以上五年未満の者 百八十日

三 勤続期間五年以上十年未満の者 二百十日

3 この法律の施行後において新法第十條の規定を適用する場合の勤続期間が六月以上十月未満で退職した者で、この法律の施行の日前の当該勤続期間が六月以上であるものに支給する同条の規定による退職手当については、なお従前の例による。

4 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一條に規定する船員である職員(恩給法(大正十二年法律第四十八号)の適用を受ける者を除く)に支給する新法第十條の規定による退職手当については、なお従前の例による。

5 昭和三十三年五月三十一日前に退職する職員に対する新法第十條第一項第四号の規定の適用については、同号中「二百七十日」とあるのは、「二百十日」とする。

特殊物資納付金処理特別会計法

特殊物資納付金処理特別会計法

第一条 特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律(昭和三十年法律第 号)又は砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律(昭和三十年法律第 号)の規定による納付金(以下「特殊物資納付金」という。)をもつて産業投資特別会計からの投資の財源に充てるための同会計への繰入に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(設置)
第一条 特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律(昭和三十年法律第 号)又は砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律(昭和三十年法律第 号)の規定による納付金(以下「特殊物資納付金」という。)をもつて産業投資特別会計からの投資の財源に充てるための同会計への繰入に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)
第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(繰入及び繰出)
第三条 この会計においては、特殊物資納付金及び附随雑収入をもつてその繰入とし、第四條の規定による産業投資特別会計への繰入金、事務取扱費及び附随諸費をもつてその繰出とする。

(産業投資特別会計への繰入金)
第四条 この会計においては、毎会計年度における繰入の収納済額から当該年度における事務取扱費及び附随諸費の支出済額と第十一條第一項の規定による繰出金の翌年度への繰越額との合計額を控除した残額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計に繰り入れられるものとする。

(繰入繰出予算算書の作成)
第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出予算算書を作成しなければならない。

(繰入繰出予算の区分)
第六条 この会計の繰入繰出予算は、繰入にあつては、その性質に従つて款及び項に、繰出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

(繰入繰出決算書の作成)
第八条 大蔵大臣は、毎会計年度、繰入繰出予算算書と同一の区分により、この会計の繰入繰出決算書を作成しなければならない。

2 前項の予算には、繰入繰出予算算書を添附しなければならない。

(繰入繰出決算書の作成)
第八条 大蔵大臣は、毎会計年度、繰入繰出予算算書と同一の区分により、この会計の繰入繰出決算書を作成しなければならない。

(繰入繰出決算の作成及び提出)
第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の繰入繰出決算を作成し、一般会計の繰入繰出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の繰入繰出決算には、繰入繰出決定算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)
第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)
第十一条 この会計において、支払義務の生じた繰出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものにかかる繰出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)
第十二條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和三十年度に限り、第三條の規定の適用については、砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律附則第三項の規定による寄附金は、特殊物資納付金とみなす。

3 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第二項中「及び米國対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金を」と、米國対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金及び特殊物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

第三條中「及び緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭和二十九年法律第六号)附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金」と、緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭和二十九年法律第六号)附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金並びに第四條に規定する特殊物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

第四條中「特別減税國債の発行に因る収入金」の下に「特殊物資納付金処理特別会計からの繰入金」を加える。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十三條第六号の次に次の一号を加える。
六の二 特殊物資納付金の処理に関すること。

○藤枝政府委員 ただいま議題となりました国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案外一法案につきまして、その提案の理由並びに改正の要点を御説明申し上げます。

国家公務員等退職手当暫定措置法によれば、国家公務員等が退職後失業している場合において、すでに支給を受けた退職手当の額が失業保険法に定められた退職手当の額に達していないときは、その差額を失業者の退職手当として支給することとなっておりますが、今回失業保険法の一部を改正する法律案が提案されますので、これに伴い、失業者の退職手当について所要の改正を加え、あわせて規定の整理をはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、その改正の要点を御説明申し上げます。

第一に、失業保険法の一部を改正する法律案により、従来一律に百八十日であった失業保険金の給付日数が、長期被保険者については二百七十日または二百十日に、季節的労働者等短期被保険者については九十日に改められることとなりますので、失業者の退職手当につきましても、これにない、その支給の基準となる日数を職員等の勤続期間に応じて区分することとし、勤続期間六月以上十月未満の者は九十日、勤続期間十月以上五年未満の者は百八

十日に改めらるることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

十日、勤続期間五年以上十年未満の者は二百十日、勤続期間十年以上の者は二百七十日に改めることにいたしましたのであります。

第二に、退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、一年未満の端数を切り捨てまたは切り上げて計算することとなつておりますが、失業者の退職手当の額を計算する場合には、勤続期間の計算につきましては、端数計算を行わないものとする必要がござりますので、これに必要な規定を設ける等第一の改正に關連する規定の整備を行うことといたしました。

第三に、職員が死亡した場合において、退職手当の支給を受ける遺族の順位等につきまして、養父母と実父母の順位等を明確にする等若干の規定の整備をはかることに必要な経過規定を設けることといたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

律案を別途提出して、それぞれ御審議を願つておりますが、これらの法律案によりまして、特定の物資または砂糖の輸入について外貨資金の割当を受けた者は、適正な利潤以外に生ずべき特別の利益を国庫に納付する義務を負うこととなりますので、政府におきましては、これらの法律の制定に伴いまして、その特殊物資納付金を徴収し、これをもって産業投資特別会計からの投資の財源に充てることといたし、これらの経理を明確にするために特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することが適當であると考へまして、ここに特殊物資納付金処理特別会計法案を提出いたしました次第であります。

今回、政府は、バナナ、パイナップル、カン詰等その輸入が制限されるため、国内の需給の不均衡が著しく大となり、その輸入によって通常生ずる利益を越えて異常な利益を生ずると認められる特定の物資について、その輸入により生ずべき利益の一部を徴収するために、特定の物資の輸入に關する臨時措置に關する法律案を、また、砂糖の安定価格帯の制度によって砂糖の価格の安定をはかるとともに、砂糖の輸入によって生ずべき利益の一部を国庫に納付させるために、砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律案を提出して、その提案の理由を御説明申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。両法案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○松原委員長 次に、昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年の度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案及び昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に關する法律案の両法律案を一括議題として質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 ただいま提案されました両法案のうち、昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に關する法律案、これは単に期間を延期しようという事務的な法案で、これ自身は別に問題はないと思つて、予定納税や予定申告をいたしました場合に更正決定をするのであります。この更正決定をいたしました場合は、一体その調査というものが、更正決定を行つただけのはつきりした実情調査に基いて行われておるか行われていないか、実はここに問題があるのであります。現在税務職員の調査の実態をわれわれが各税務署について調べておりますところによると、大抵申告所得におきましては、課税対象人員に對して税務職員が非常に多く、その関係で、全体の大体三割ぐらゐが抜き打ち的に調査されるだけであり、あと七割といふのはほとんど調査されてない。大体同一傾向にあるであろうといふ一つの推定に立つて更正決定が行われておるのであります。これは実にはどこにもない。天下り的法的な根拠はどこにもない。天下り的に、お前のところはこれだけの収入がある

あるであろうといふ一つの想定のもとに立つて決定を下すのであります。昔治安警察法といふのがありまして、われわれはこの治安警察法のもとで社会運動をいたしますと、当時の取締り官が、これは危険人物なりといふ一つの想定のもとで、ことごとく検束留置をしたことがあります。何ら犯罪事実もなければ、何ら検挙留置する理由がないにもかかわらず、単に警察当局の職権認定によつて検挙留置される。こういったことがあつて、この治安警察法は人権じゅうりんもはなはだしいといふところから廃止されたのであります。この治安警察法と同じような考え方で徴税事務がとられておる。はつきりした納税をする根拠が把握された上で更正決定をやるならいいけれども、単なる推定に基いて更正決定をやるということだけはしからぬ。この点に關して主税局長はいかにお考えになっておられますか。

○渡辺政府委員 現在の予定納税、予定申告のやり方につきましては、これは昨年の改正によりまして、それまでは一応納税義務のある方は全部予定申告を出していただく、こういった制度になつていたのでござりますが、しかし事務的に見て参りました、どうもいたずらに煩瑣なきらゐる。そこで予定納税の制度に切りかえまして、昨年もあるような場合におきましては、昨年の所得額を基礎にいたしました、昨年の税金を納めていただく、原則的にはそういうふうな措置をとつておること、従いまして、それには更正決定と

あるであろうといふ一つの想定のもとに立つて決定を下すのであります。昔治安警察法といふのがありまして、われわれはこの治安警察法のもとで社会運動をいたしますと、当時の取締り官が、これは危険人物なりといふ一つの想定のもとで、ことごとく検束留置をしたことがあります。何ら犯罪事実もなければ、何ら検挙留置する理由がないにもかかわらず、単に警察当局の職権認定によつて検挙留置される。こういったことがあつて、この治安警察法は人権じゅうりんもはなはだしいといふところから廃止されたのであります。この治安警察法と同じような考え方で徴税事務がとられておる。はつきりした納税をする根拠が把握された上で更正決定をやるならいいけれども、単なる推定に基いて更正決定をやるということだけはしからぬ。この点に關して主税局長はいかにお考えになっておられますか。

かという問題は起きませんで、ただ問題になつて参りますのは、昨年の所得に比べて本年の所得が相当減つているという場合におきましては、これは減額の申請ができる。それで税務署長の考え方としてしまはしては、その減額申請を是認するか拒否するか、こういう権限が与えられておるわけでありましては、従いまして、この減額申請につきましては、これはやはり井上委員のおっしゃる通りに、件数自身が大体それほど多くありません。同時に、そういった特殊な事情にある方だけの問題でござりますので、税務署としては、一応その一つ一つについて調査して、その採否を決定して行くわけでありまして、それから現在予定申告は制度として一応残つておりますが、実際にこれがなされる場合といふのは非常にまれな場合でございまして、その一つは、昨年は商売をしていなかった、こととして、その所得金額が所得税を納める額に達しないと、義務的に一応予定申告を出していただくことになつております。この予定申告に對しましては、一応更正決定の制度はござります。ただこれも件数が非常に少なくなつて、同時に、確定申告のときに全体をよく調査してきめなければならない問題でござりますから、これに對して更正決定するといふこともござりません。同時に、これも井上委員のおっしゃる通りに、調べて更正決定をするといふことは、これは考慮されておりました。

○井上委員 その予定納税の場合、予定納税の大体推定額と、それから政府の方で最後に確定するに至つた場合の

額の比較はどのくらいになっておるのですか。

○渡辺政府委員 予定納税は、先ほども申しましたように、昭和三十年年度の所得税でございますと、二十九年分にあつた所得額をベースにしまして、それによつて今度の減税のようないことが行われますならば、減税後の基礎控除、扶養控除、税率、そつたものを適用しまして税額を算出して、一期、二期と予定納税してもらつておるわけです。従ひまして、予定納税と確定申告の場合にどれくらいの開きが出てくるかといふのは、結局二十九年度の所得額と三十年分の所得額がどれくらいの開きがあるかといふ問題に大体縮約できるのじやないかといふふうに思つております。その額はどれくらいを予定しておるかといふことにおきましては、ちよつと今資料を持つておりませんので、その数字はあとで申し上げます。

○春日委員 関連して主税局長にお伺いします。昨年度から税制が改正されて、前年度分の所得額を基準にして申告をし、納税を行なつていくといふこの制度のあり方です。これは今までインフレ高進期は、大体において年々所得がふえていくといふような事柄が實際的にもあり、さらにはまたさういふような想定も下し得ると思つたわけでありませうけれども、しかし現実インフレ高進がストップし、むしろこれがデフレの傾向をたどつていく、すなわち所得はインフレーション時代に比較してむしろだんだんと減つていくといふような傾向にあり、実情もまたそこにありますので、前年度の所得を基準にして申告し、納税をしていくといふこ

とは、これは結局現実の問題として、税金の過払いになりはしないか。そこで過払いにならないようにするた

めにはどうしたらいいかといふことになると、昨日の公聴会でもだいいぶ論議されたことであります。中小企業には、今まで幾らか課税しゆとりがあるいは残されておつたかもしれぬ、従つてその残されておつたゆとりを捕捉していく。すなわち調査をす

びしく、あるいは銀行を調べたり取引先を調べたりして、あくまで前年度より多い税額を捕捉追求していく、こ

う結果に制度の上としてなるのきらいがあるいはないか。この問題についてどういふようなお考えを持つておられますか、一つ伺いたいと思つて

しては、減額更正の制度がございまして、予定納税の額自身を変更できる、

こつたことになつておるわけでございます。同時に春日委員の御心配になつておりますような、とにかく税金が減るから、従つて調査の方を非常に

手きびしくやるというふうなことは、私はないと思つております。結局税法の定めるところによつて公正な執行を

するといふことが、税務官の任務だと思つておられますが、幸いに国税庁長官が来ましたから、そちらの方にパト

たときなんだから、さういふような

きを標準にして申告を行つて、さうするのと、二十九年分はさういふ多い

のが常識、三十年分はさういふ多いのが基準になつてくるから、それが多

いのは普通、さういふことになつて、実際の営業によるところの収益の実態

の税務署においては、税務吏員が、減

額申請が出てくると、これは税務署の方針に逆らうものである、さういふ意味において徹底的な調査を行つて、銀行調

査から取引先の調査を行なつて、さういふ目にあつたら、減額申請はみづから取り下げた方がよろしかろうとか、

あるいは他のみせしめ、こつた、さういふことのためにさらに徹底的な調査をして、なまじつ減額申請を行なつ

考へ方に徴税の現実が見合ふように、十分御検討を願わなければならぬと思ひます。

それから、この周知せしめ制度については大蔵大臣といふる応酬いたしました。本人は何も知らぬのだから、的確な結論を得られなかつたのであります。この際国税庁長官に聞いておきたのであります。調査をすることなくしてお知らせをなすことは絶対ないのか、それからあなたの方令として、調査をすることなくしてお知らせを發行してはならないという指令がいつ、いかなる方法によつて通達されておるものか、この二点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○平田政府委員 前の予定納税の問題につきましても、私も昨年から実施したわけでありまして、減額申請の手続はその前からございまして、最近はいふなれてきつたのであります。これは、青色申告が営業所得の全納税者の四七%まで行きましたので、これらの人々は、若干正確の程度の差はありますが、とにかく営業に關する記録をつけておられます。こういう人の場合には、比較的營業の実績が明らかになる。それに基きまして、手続はしごく順調に運び得るわけでありまして、その他の問題につきましても、もちろんいろいろ調査いたしました。申請がありました場合には、それぞれ妥当な措置をとるようにはいたしたいと思つております。なおこれは、今ちょっと思ひ出したのであります。予定申告書の説明書に、従来は減額申請のことはあまり大きく書いてなかつた。これではいかぬといふので、減額

申請の説明を非常に詳しくいたしまして、こういう場合には減額申請の承認ができるのだ。最後の項目に、疾病、災害、いろいろございまして、營業不振、状況が悪くなったということ、これは前に入れていなかったのです。これはやっぱり入れなくちゃいかぬといふので入れさせまして、そして趣旨の徹底をはかるようにいたしましたことを覚えておられます。私も、あくまでも税金の徴収は、最近特にフェア・プレーでいく、公平に正大にやうことで、だいたひ勉強しております。今後はそういう点につきましても、漸進的ではございまして、御期待にできるだけ治りようには勉強したいと思つておるところでございます。

それからお知らせ制度につきましても、実は私もいろいろいい機会をございまして、先般春日委員がきかめて巧妙な話で、全然調査をしないでやるといふ御論法でございまして、実は非常にかつかりしていたのでございまして、これは御承知の通り、実は全部調査をいたしまして、調査に基きまして、これも私も親切の意味でお知らせをいたしておる。お知らせの文言等につきましても、本年度はよく吟味いたしまして、お知らせらしい文句にするようになつておる。特に言葉づかいにも注意いたしまして、納税者にお知らせいたしておきます。その文言は、後ほど御参考のために配つてもいいと思ひますが、一方的に押しつけがましいことのないように、それは申告前のお知らせでありまして、それによりまして納税者とよく話し合つて所得額をきめる余地は十分あるようになつて、

う手を使ひましたしておるようになつておる。しかしこのお知らせという自体が申告納税制度の本質上おもしろくないじやないかという意見は、実は私もいろいろ考へて持つておられます。私もはいかにして早くお知らせをやめて、しかも申告納税制度がうまくいくようになるか、それを一つ所得税行政の一つの大きな目標として進もうじやないかといふこと、いろいろやっておるわけでありまして、一番いい方法は青色申告の増加でございまして、先ほど申し上げましたように、この二、三年來簡易簿記等がだいたひ普及いたしまして、營業所得では納税者の四七%が青色申告になりました。こういう人たちにございまして、ある程度現場に行きまして、決算の指導等はいたしておられますが、お知らせはいたしておりません。税務署はいろいろ相談相手にはなつておられますが、すべてに基きまして申告書を出してもらひまして、円滑にいくように努めておられます。それがお知らせをやめる一番いい方法じやないかと思つておられます。その他の納税者につきましても、できる限り、一般の指導で十分だと思はれるような人々はもうお知らせはやめまして、抽象的指導と称しておられますが、そういう道をだんだん拡大いたしまして、そういうことによらないで、いろいろな申告が出て、申告が出たあとでいろいろ更正決定その他のトラブルが少しでも少く済むように持つていきたいと思つておられます。若干の時日は要するかと思ひますが、方向はそういう方向で進んでおられますので、御了承願ひたいと思ひます。

な御調査は、先ほどお尋ねでございますが、もちろんいたしまして、その上でやっております。重ねてお答えいたします。

○春日委員 それはあなたがおっしゃる通りなら、私はこんな質問も何もしないのです。ただ現実には一べんも調べに来ない。門口に税務署員が来たこともなくて、昨年度より多く、本年度はこれこれといふお知らせがくる。そういう問題が、これは凡百にわたつてあるわけですね。私は党の中小企業部長として、この陳情を全国各地からはなはだ多く受けておるから申し上げるのであつて、私はただ漫然と観念的にこういふことを言つておるのではないのです。私が申し上げたいのは、実は昔中学の予ほらな教師が、答案に採点するときに、一々採点するのはめんどうから、答案用紙を家に持つていつて、扇風機の前で吹き飛ばして、遠いところから八十点、九十点とつけていつたといふ話もあるんだが、あつかもそんな調子で、ちよつとあそこは景気がよさそうだから、この実態はどうだから、去年は安過ぎたから二割増し、三割増し、あるいは五分増し、こういうふうなことで、全然調査なくお知らせが行われておるのです。これは、私も今基礎控除を一万円引き上げてみたり、あるいは扶養控除を五千円引き上げてみたり、そんなわずかな制度上の減税が行われても、実質的に、そのようなお知らせによつて水増し課税が天下りに現実に現われれば、結局このような制度、法規は何にもならぬ。私も、だから制度を深く論ずるとともに、實際徴税の執行をやつておられる国税庁、その所管にある

る税務署のあり方が、その法律に規定してないことは断じてやつていただいては困るといふことなのです。お知らせ制度はあくまでもやつた方がいいといふことなら、法律を直していただかなければならぬ。法律も直さないので、かりに調査をしたといつたところで、調査をしたからそれではお知らせをしてもいい、いろいろよいことは法律は許してないのです。だから今ここでわれわれが慎重に論議をしておることは、五千円の扶養控除引き上げをどうするか、あるいは基礎控除をどうするか、こゝろが未端では、去年五十万の人をこゝろは七十万だといふお知らせが、ずっと扇風機式に飛んでいつていくものは全然効果を現わさないのです。だから、私はこの際強く申し上げておきます、今ここで申し上げてあなたが執行に移さなければ、これは別途の法律案か、あるいは決議案か、何らかの形で国会の権威を示さなければならぬと思ひますが、法律で規定してない執行は、あなたにはゆだねられていないのです。ただ、ま井上委員から、かつて特高の警察たちが、主観の判断によつてむちやくちやなことをやつたといつておられるけれども、今こそ全く税務署員があらゆる官僚制度は民主化されてきたけれども、しかしながら、いわゆる捜査権といふような大きな権限を付与されておる税務官吏といふものは、全然といつてもいろいろ民主化されてない。いんやこのようなお知らせ制度といふような法律に規定をしてない執行が行われて、しか

またこれをこうしよう、こういふので
す。この法律案は、表面から見るとど
く簡単なものですが、しかし一
面政府の財政政策の根本に揺れる問題
ではないか、こう考えるのでお尋ねい
たします。提案理由の説明に「財政の
状況にかんがみ」と単にごく抽象的に
書いてありますが、政府は現在の財政
状況をどのように判断していらつしや
るのですか、政務次官に御説明願いた
いと思ひます。

○藤枝政府委員 提案理由の説明に申
し上げました「財政の状況にかんが
み」と申しますのは、この前暫定的に延
長していただいたときに申し述べま
したように、この国際整理基金の制度そ
のものについて根本的な改正を加えたい
ということと今まで参つたのであり
ますが、まだその結論に至っておりま
せん。そうして一方御承知のように、
前々年度剰余金の二分の一というもの
も現在まで二百億近くものものがござ
いまして、それで償還をして参りますな
らば、現在の四千億余の国債について
は、この程度の償還で当分は間に合
ひのじゃないか、その間において根本的
な検討を加えて、正しいと申しま
すか、適切な国際整理基金に対する制度
を確立したい、そういう考え方か
ら、現在の財政状態から考えてという
ことを申し上げた次第でございます。

○石村委員 現在の財政状態から考
えて、どう財政状態を考へられたからこ
の三分の百十六の繰り入れをやらな
い。これは少くとも問題にならないか
ら、政府としてはもつとこれを大きく
したいという考えであるのか。あるい
はもうこんなことをしなくてもいいと
いう大體の考えを持っていらつしやる

のか。それとも現在の財政の推移を考
えると、国債はほとんどふえていつて
もかまわぬじゃないかというお考えに
立脚していらつしやるのかどうか、そ
の点をつきり願ひたいのです。

○藤枝政府委員 ただいま申し上げま
したように、現在の四千四百億程度
の国債であつて、そうして前々年度の
剰余金の半額で二百億程度になつ
ておれば、この程度で当分はやつ
ていきたい、そういう全体の考え方
でございます。これ以上さらに国債の
償還をふやすというよりな気持はござ
いしません。しかし一方において剰余金
というものも、他の委員会その他でも
いろいろ御指摘がありますように、
果してこういふ状態が続くかどうかと
いうことも疑問でありますので、この
制度全体について恒久的なものに別
に考へたい。しかし現在の四千四百億程
度の国債であり、剰余金の半分が二百
億程度というよりなことであります
ならば、しばらくはその根本的な解決
策ができるまでこれを続けて参りた
い、こういうよりな考え方ございま
す。

○石村委員 根本的な対策については
目下考案中だということですが、その
考案中の腹案でも、結論はまだつか
ないにしても、大體の構想はありませ
んか。

○藤枝政府委員 現在のところ、まだ
お答え申し上げる程度の腹案にまでも
至っておりません。

○石村委員 そうすると、今までと同
様な財政の剰余金が、大體今後もある
程度は続いていくという見通しを持
ていらつしやるのですか。

○藤枝政府委員 先ほど申しましたよ
うに、今までは剰余金の半分は二百億
程度になる。今後は必ずしもそういう
剰余金が出るとは考へておりません。
従つて根本的な制度も考へなければな
らぬ時期が来るのではないかと、この
とでございしますが、一方国債の現在の
状況が四千四百億程度ということか
ら考へますれば、多少剰余金の減り方
がありまして、もう少し研究してか
ら根本的な制度を考へた方がいいので
はないか、こういうふうに考へてお
ります。

○石村委員 そういたしますと、国債
は、今後はほとんど増加させないとい
う前提にお立ちになつていらつしやる
のですか。

○藤枝政府委員 大體あまり増加をさ
せないという前提に立ち、しかも今ま
での剰余金の状態というものとらみ
合せて、とりあえず一年を延ばしたと
いうことであります。

○石村委員 それから経理の簡素化で
す。これは国鉄や電々公社の分と思
いますが、つまり帳簿に二重につけるの
がめんどうくさいということ、一兆
円予算の限度をやはりまた一兆円にし
ておきたいということ、この二つの
理由で経理の簡素化ということをお
しやつておるのですか。

○正示政府委員 それは一兆円予算の
堅持という意味では全然ございませ
ん。従来これらの公社等から一たん一
般会計を通じましてやつておりました
が、そういうことは事務の手数の上か
らいいまして、ただいま御指摘のよう
な帳簿その他の点から申しまして、
むだなことであるという判断に基きま

して事務の簡素化をはかる、こういう
趣旨でございます。

○石村委員 今の問題は副作用として
一兆になるということかと思ひます
が、その問題はおきまして、徴税のこ
とでちよつとお尋ねいたします。

さつきからお知らせ制度というお話
が出ておるのでありますが、従来こう
いう業態は幾らの利益率があるはずだ
という前提に立つて、税務署が業者に
対してお前のところの利益はこれだ
け——全国かどこか知りませんが、平
均利益率がこうだ、だから、こういう
業態だから、これだけなければならぬ
というやり方をしていらつしやるよう
に思ひますが、そういう業態による
利益率というものを国税庁で全国にお
示しになつておるのですか、またそ
ういやり方が正当なやり方とお考へに
なつておりますか。

○平田政府委員 所得の調査に当りま
しては、帳面のある人、青色申告など
のお話もありましたが、そういうもの
につきましては収入、支出、経費の内
容、償却、そういう角度から調べま
して所得額を出す、これは所得を調査す
る場合の正道でございます。ところが
御承知の通り帳面がつけてない、あ
つても非常に十分でないという納税者
がなお相当多いのであります。こうい
う人々につきましても、何か税務署は
やはり正しい所得を見出さなければなら
ぬ、そういう調査をする場合の一つの
方法といたしまして、標準率あるいは
効率といたつたようなものを、これはも
多年にわたつて、所得税法改正以来
作成いたしましたやつておるわけござ
います。これはそれぞれ地方の各
地の実際に帳面をつけた人につきまし

て、標準となるべきような人を何人か
業態ごとに調べ上げるわけございま
す。調べまして、売上金に対して経費
が幾らであるか、荒経費が幾らである
か、さらに雇ひ人等は別建にしてお
りますが、そういうものを調べて、
平均的な一つの標準率というものを部
内において作成いたしております。そ
ういふものをもとにいたしまして、帳
面の内容につきましての税務署の所得
を出す、こういうやり方をやつてお
るわけでありまして、これはそういうこ
とでございまして、国税庁はときどき報
告を受けまして、著しき不均衡がある
ような場合には、理由等を聞きまして
必要な指導をいたしておりますが、原
則といたしまして、各国税局がこの仕
事を担当いたしました、それぞれ各地
の事情に合ふよりな標準率を作成して
各税務署に示しております。従いま
して、これは所得を出すための一つの方
便でございます。もちろん何もほか
よるべき材料がないときには、それよ
りほかございせんから、結果により
ましてそれで所得が出る。しかしそ
ういふ場合におきましても、各個人
の事情はさらによく聞きまして、平均的
なところはさうであるが、自分のとこ
ろは、たとえば主人が長く病氣して、
こういふわけで特別の事情で経費が多
いとかいろいろな事情がございませ
れば、それはもちろんさういふ事情を聞
きまして、若干のしんしゃくはいたし
ておりますが、何もよりどころがない
場合におきましては、そういう方法で
調査するより道がないわけございま
す。これは多年にわたつてやつてお
る方法でございます。

○石村委員 長官の御説明だと大へん

○平田政府委員 全くこの標準率の性

○松原委員 今の点、重ねてお尋ねし

○石村委員 今の点、重ねてお尋ねし

○内藤委員 動議を提出いたします。

○松原委員 御異議なしと認めま

○松原委員 御異議なしと認めま

○春日委員 国税庁長官にお伺いを

○松原委員 次に、所得税法の一部

○松原委員 御異議なしと認めま

○春日委員 ところで問題になつて参り

○平田政府委員 企業組合の課税に

○平田政府委員 御異議なしと認めま

○春日委員 ところで問題になつて参り

○平田政府委員 御異議なしと認めま

でやっておられるのと、両方あるよう
でございます。もちろん私も別段、
そういうものを特にとがめだてするよ
うなつもりはございませんが、しかし
そういうものに対しましては、法律上
はちゃんとした道があるのでございま
すから、やはりそういう道で正々堂々
といかざるを得ぬというよりな実情で
ございまして、あつちやそつちの話し
合いで簡単にいくというわけにいかぬ
ものが、率直に申しまして、やはりご
ざいます。これは適当な機会に一つ国
政調査でもお願いいたしまして、現場
でよくその実情を調査願つた方がい
と思ひますが、そういう事情がござい
ますから、春日さんのお話になる御趣
旨、私も善意にできるだけとりたいの
でございまして、今すぐそういうふう
にいけるかどうか、私もちよつと自信
がございません。しかしそういう全体
の気持はよくみ取りまして——私ど
も何もけんか腰になるのが本分でご
ざいせんから、できるだけ話し合
いでうまくいけますように、方向とし
ては努めたいと思つております。

○春日委員 時間も追つておりますか
ら簡単に結論に入りますが、ただその
企業組合の側から、法廷闘争とか、な
んとか裁判された以上は、法
律に基いてそれぞれの立場を明らかに
しなければならぬ、こういう意味のこ
とを述べられております。しかしなが
ら、企業組合側からいきなり裁判を提
起するとか、それぞれ異議の申し立て
をするとかいうようなことになるの
ではなく、やはりその要請が徴税当局
側にいれられないような場合、他の救
済の方法を求めていくという事柄にあ
ると思つてあります。そこで私が

申し上げるのは、本人がそういう裁判
によつて救済を得るような方法をとら
ないで、せつかくこの四十六条そのも
のに関連をして懇談会という機関が作
られたのでありますから、本人がそう
いう方法をとる前に、一体こういうよ
うな問題がある、これは国税局側とし
ても、このケースによつて非常に困つ
ておるのだ、この場所が非常に困つ
おるのだ、だから諸君の意見はどうで
あろうかと諮問を発せられますならば、
その業界から出ておられます代表
者は、おそらくは第三者の正しい立場
に立つて物事を判断いたしまして、そ
うして企業組合の全体的な健全な発達
の将来をおもんばかりますならば、
決してそういう不健全な業者に対して
味方は私ほしきと思ひます。あるい
はまた組合自体においてのいろいろな
懲罰、たとえば除名をするとか、連合
会から脱退を懲罰するとか、いろいろ
な形で、全体の安全を守るために、一
部の不健全なものに対する自主的なそ
れぞれの懲罰的な処置もとられていく
と思つてあります。従ひまして、
その類推課税を行おうとする場合は、
懇談会という機関に諮問を發して、国
税局長がそれを決せよ、こういう決定
を行なつておるのでありますから、私
はやはりその法律の精神、附帯決議の
ありまする通りに一つ御執行願つて、
そうして一応懇談会にかけていただ
いて、懇談会の答申がおかつかないた
方の考え方に沿わない場合において、こ
れは国税局長がいかに決定されよう
とやむを得ない事柄と相なつておる
のでありますから、とにかく法律で規
定いたしました経過だけはやはりとつ
ていただかなければならぬと思ひ

ますが、この点についての御所見を重
ねてお伺いしたいと思います。

○平田政府委員 私どもも、法律及び
附帯決議には一向反していませんので、
その趣旨に即して運用しておるつもり
でございますが、先ほど申し上げまし
たように、従来から未解決の問題であ
りまして、新しい法律によらずして、
さつき言いましたような判定をする場
合、相当複雑なケースのものが残つて
おりまして、そういうものにつきまし
て、新法律を適用しないでやる場合
に、全部懇談会に必ずかけるといふと
ころまでは遺憾ながら現状は申し上げ
にくいのであります。しかしだんだ
んそういう問題も解決に近くなつてき
ておりますし、今後どうするかといふ
よりなことにつきましては、もう一度
よく考えてみたいと思ひます。

○松原委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は来る三十一日火曜日午前十
時より理事会を開き、午前十時三分
より委員会を開会することといたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

〔参照〕

昭和二十八年度、昭和二十九年度及
び昭和三十年度における国債整理基
金に充てるべき資金の繰入の特例に
関する法律の一部を改正する法律案
（内閣提出）に関する報告書

昭和三十年分の所得税の予定納税及
び予定申告の期限等の特例に関する
法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕